

内閣参質一八一第六二号

平成二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加藤修一君提出改造EV及びミニEVの導入支援の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出改造EV及びミニEVの導入支援の促進に関する質問に対する答弁書

一及び三について

政府としては、環境問題への対応と経済成長の実現の観点から、電気自動車（以下「EV」という。）の加速度的な普及の促進に努めており、具体的には、量産型の自家用EVの購入に対する助成措置、EVに広く利用されているリチウムイオン電池等の技術開発に対する支援措置、地方公共団体等の運送事業の用に供するEVの導入に対する助成措置等を講じている。

一方、お尋ねの「ミニEV」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、既存自動車を改造したEV（以下「改造EV」という。）を含め、量産型ではないEVについては、今後の市場の評価や需要及び供給の動向等を慎重に見極めて対応していくこととしている。

二について

新興国においては、経済発展に伴い、低価格の内燃機関自動車を中心に自動車の普及が進んでおり、今後、省エネルギーの観点から、低燃費の内燃機関自動車及びEV等の次世代自動車が普及する可能性があるところ、現時点においては、普及する車種の見通しをお示しするのは困難である。

また、お尋ねの「ミニEV」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、従来よりも小型の一人又は二人乗り程度のEVについては、地域の手軽な移動の手段として利用されることが期待される。

四について

政府としては、いわゆるエコカー減税等において、改造EVを含め、EV等に対する税制上の優遇措置を講じている。

五について

お尋ねについては、今後検討してまいりたい。